

在日インドネシア人相談・支援活動の現場からの提案

名古屋NGOセンター政策提言委員
佐伯奈津子

日本に暮らすインドネシアの人びと

- 在留外国人総数は293万3137人（2019年12月末）
- 外国人労働者数は165万8804人（2019年10月末）
 - 中国41万8327人、ベトナム40万1326人、フィリピン17万9685人
 - 東京48万5345人、愛知17万5119人、大阪10万5379人
- インドネシア人数は6万6860人（7位） **前年比18.7%増**
 - 愛知7181人、東京5453人、茨城4297人
 - 中部3県1万0294人（15.4%）、東海4県1万3841人（20.7%）
- インドネシア人労働者数は5万1337人（7位） **前年比23.4%増**

日本で暮らすインドネシア人の主な在留資格

	2019年10月末
永住者 + 永住者の配偶者等	6,994
定住者	2,238
日本人の配偶者等	2,126
技能実習	35,404
技術・人文知識・国際業務	3,511
特定活動（EPA + 家族）	1,887
留学	7,512
特定活動（その他）	1,421
総計	66,860

日本で働くインドネシアの人びと

	2019年10月末	(構成比)
建設業	5,725	11.2%
製造業	23,972	46.7%
情報通信業	552	1.1%
卸売業・小売業	2,878	5.6%
宿泊業・飲食サービス業	2,551	5.0%
教育・学習支援業	1,032	2.0%
医療・福祉	2,586	5.0%
サービス業（他に分類されないもの）	4,114	8.0%
全産業計	51,337	
うち派遣・請負	6,316	12.3%

日系人が直面する問題

- 1990年入管法で日系二世・三世に就労制限のない在留資格
- 日配・永配・永住者・定住者（身分系の在留資格）
- ほとんどが派遣
- 日本語の問題
 - 事前学習なし、日本語をつかわない職場
 - 二世・三世と日本で（生まれ）育った四世のコミュニケーション
- 日系二世の高齢化
- インドネシアでの拠点

技能実習生が直面する問題

- 1993年技能実習制度開始
- 職業訓練校や送出し機関の問題
 - 監理団体との関係維持を優先、「保証金」
- 監理団体の問題
 - 実習先企業との関係維持を優先、実習生への「圧力」
- 実習先企業の問題
 - 実習内容と異なる職種、低賃金、賃金未払い、暴力、パワハラ
- 外国人技能実習機構が機能できていない

「技術・人文知識・国際業務」が直面する問題

- 多くのインドネシア人が求める在留資格
 - 就労制限あり（在留資格に基づく就労活動のみ可）
 - 就労先の変更、家族の帯同が可能
- 現実には多くの問題
 - 職業訓練校への多額の支払い
 - 単純労働への従事（不法就労）
 - 派遣会社による不当な天引き
 - 就労先を変更した場合の在留資格への影響

非正規滞在者が直面する問題

- 非正規滞在者
 - 難民認定申請で不認定、逃亡した技能実習生など
- 難民認定申請
 - 「技人国」や技能実習生と異なり、職種に制限がない
 - インドネシア人の申請者がトップに
 - 多くは人身取引の被害者
- 権利なく搾取される状態
 - 仕事の「紹介料」、賃金ゼロで就労

必要なこと

- ワンストップ支援
 - 入管、市役所、労基署、ハローワーク...
- 職業訓練校・送出し機関
- 監理団体・登録支援機関・企業
- インドネシア大使館の協力
 - 弱い立場に置かれているインドネシア人に寄り添う姿勢
 - 大使館員の知識不足、インドネシアに帰国しないと不可能な手続き